平成２４年（フ）第５０５号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目６番４号、前住所大阪府豊中市小曽根１丁目10番20―303号
債務者　岡田　由紀
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
大阪府松原市立部５丁目４番１―1006号
債務者　西尾千賀子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２４号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ｂ―601号室
債務者　江崎　加奈
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２９号
堺市北区北花田町１丁24番地11、前住所堺市東区北野田30番地１
債務者　長沢　　昇
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
大阪府富田林市梅の里３丁目31番16号
債務者　谷野　清美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６７号
堺市中区深井中町1161番地９
債務者　山下　澄子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７９号
堺市西区津久野町１丁16番５―302号
債務者　中村　　哲
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８８号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1575番地の90
債務者　吉田　嘉子（旧姓硯）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
堺市南区原山台５丁１番20―110号、前住所堺市南区原山台３丁１番３―704号
債務者　魚本　智穂
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地４　スカイハイツタカラ第２号棟７階３号室、前住所和歌山県日高郡日高町大字志賀2195番地の１
債務者　玉置　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第４５号
福岡県築上郡築上町大字安武579番地１
債務者　藤木　貴浩
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
福岡県京都郡苅田町松原町10番地５豊鋼材株式会社社宅153号
債務者　駒谷　勝也
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
北海道岩見沢市北４条西14丁目１番10号
債務者　浅野美智子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６４号
北海道岩見沢市８条東３丁目３番地　北栄ハウス205
債務者　進藤　克明
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６８号
北海道岩見沢市４条西14丁目４番地１　マルタカシャトー310
債務者　石川　弘孝
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道檜山郡厚沢部町南館町11番地の１
債務者　朝倉沙希子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第４３号
新潟県上越市新光町２丁目６番41号　サンハイツ205号
債務者　大勝　良蔵
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　新潟地方裁判所高田支部